

令和2年9月9日

関係各位

株式会社カンバスとの不正競争行為差止等請求訴訟について
—不正競争行為差止等請求訴訟に関する上告却下の件—

最高裁判所第三小法廷はこのほど、裁判官全員一致の意見で、株式会社カンバス（以下、カンバス）による知的財産高等裁判所平成30年（ネ）第10092号（令和元年8月21日判決）を不服とする上告受理申立について、本件を上告審として受理しない旨、決定しました。

カンバスは、先行訴訟（著作権訴訟）に続き、本件訴訟でも上告しましたが、同様に最高裁判所で却下されたこととなります。

最終勝訴を勝ち取ったとはいえ、長きにわたったこれらの裁判で、字幕制作ソフトウェアのユーザーの皆様には多大のご迷惑をお掛けしました。当社としてもまことに遺憾であり、今後、少しでもユーザーの皆様のお役に立てるよう、努力を傾けてまいります所存です。

以上

本件に対するお問い合わせ先
株式会社フェイス 渉外統括室
電話：03-6206-6207